

秋田県訓令第一号

庁中一般
各地方機関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表地方独立行政法人法の項に次の一号を加える。

<p>4 地方独立行政法人の出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額の全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについての認可（第42条の2第3項ただし書）</p>	<p>各 課</p>	<p>30</p>		<p>秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見聴取に要する期間（15日）を含む。</p>
---	------------	-----------	--	---

別表一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の項中第一号から第七号までを削り、第八号を第一号とし、第九号を第二号とし、第十号を第三号とする。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。